広報ふたば

2015
10月号
災害版No.53

表紙写真：若さの秘訣は…いわき市民コミュニティ放送（FMいわき）収録

平成27年10月1日発行　編集・発行／双葉町いわき事務所　秘書広報課

町民の皆さまへ

8月1日、2日にいわき市のスパリゾートハワイアンズにおきまして、「集まれ！ふたばっ子2015」が開催されました。県内外の各地に避難されている、小学生、中学生、高校生が一同に集まり、児童、生徒同士の絆の確認や同級生や先輩・後輩の再会の機会となりました。町においても昨年4月に町立学校の再開そして、8月には仮設校舎を建設し新しい学校での授業を始めました。双葉町の将来を担う子ども達に、今の双葉町として出来うる限りのことをしながら、子ども達の成長に期待するものです。

8月11日には、友好町の京都府京丹波町のスポーツ少年団の子ども達と双葉中学校生との交流会が町立学校の体育館で開催されました。将来を担う両町の子ども達が、お互いの状況を確認したとのことであり、今後も活発な交流を願うものです。

7月24日に県北ふたば会の納涼祭をかわきりに各自治会等で盆踊りや夏祭りが開催されました。長期にわたる避難生活の中、避難先の各地区でも夏祭り、盆踊りが開催され、双葉町民や避難先の近隣の住民の方々との交流が行われたことと思います。双葉の地を離れても、双葉町の伝統行事の継承は大変重要なことと思います。今後も行事、イベント等が継続できますよう、町として支援をしていきたいと思います。

7月30日に双葉町復興町民委員会が開催されました。

本委員会には、高齢者等福祉、復興産業等拠点、町民コミュニティの各部会が設置されております。過日それぞれの部会を開催し、委員の方への委嘱状交付を行い、その後各部会でワークショップが行われ活発な討論が行われました。討論終了後は討論内容をまとめ、それぞれの班から発表が行われました。

双葉町の将来のため、今後数回の討論が行われ、各部会の討論結果が双葉町復興町民委員会へ報告され、将来の双葉町の復興計画に対しての提言書として提出されます。町としましては、双葉町内での復興や町民同士の絆維持のため、提言書を受け、復興計画の作成、具現化に向けた取り組みをしていきたいと思います。

8月2日に南相馬市におきまして、第68回福島県総合体育大会県民スポーツ相双地域大会が開催され、双葉町から壮年ソフトボール、9人制女子バレーボールの種目に出場しました。震災前は早朝野球、ソフトボール、バレーボール等の各種スポーツ行事が盛んに行われておりましたが、震災後もスポーツ交流により、町民同士の交流はもとより、双葉郡、相馬郡の各市町村との交流があり、被災の状況は様々な皆さまが一同に集まりスポーツを通じた交流も復興のきっかけとなるものと期待しております。

実りの季節となりました。町民の皆さまにおかれましては、くれぐれも健康に留意され、お元気でお過ごしになられますようお願いいたします。

双葉町長　**伊澤　史朗**

百歳賀寿おめでとうございます。

9月5日、金沢テルヨさん（長塚一）がめでたく満百歳を迎えられました。

復興推進委員会が双葉町を視察

復興推進委員会は、復興庁に置かれた有識者会議で、国の行う東日本大震災からの復興事業について調査・審議し、政府に対して提言を行うことを任務としています。

8月19日、復興推進委員会による福島県内の被災地における現地視察が行われ、伊藤元重東大大学院教授など4人のメンバーが双葉町を視察しました。

駅コミュニティセンターを視察した後、雑草が生い茂った双葉駅のホームに入りました。伊澤史朗町長から双葉町の現状や復旧と復興の道のりと今後の見通しのイメージを、双葉町復興まちづくり長期ビジョンの中の双葉町・町内復興拠点の長期構想についてボードを使いながら説明を行いました。また、駅コミュニティセンターを一時帰宅の際の休憩所にすることやＪＲの早期開通、除染等について要望を行いました。

続いて、委員の皆さんは駅周辺を視察し、駅前に設置されたモニタリングポストなどを見学しました。

伊藤委員長は「今回の視察を、今後の議論に生かしていきたい」と話されました。

表彰受賞報告

平成27年度　東北地区スポーツ推進委員協議会功労者表彰
〃　市町村体育協会相双地域連合会スポーツ功労者表彰

多年にわたり双葉町スポーツ推進員として、地域スポーツの振興・普及・向上に努めた功績により7月10日、秋田県鹿角市において開催された東北地区スポーツ推進委員研修会の席上で、栗田要さん（通算26年）、天野月子さん（通算28年）が功労表彰を受けられました。

また、8月2日に南相馬市で開催された第68回福島県総合体育大会県民スポーツ相双地域大会の開会式で、相双地域の体育振興に尽力し、地域スポーツの推進に寄与された功績により、渋谷容寿さん（通算12年）、井上啓之さん（通算22年）、菊池直子さん（通算12年）が功労賞を受けられました。

9月4日、功労表彰を受けられた方々が、伊澤史朗町長、佐々木清一町議会議長に受賞の報告を行いました。

伊澤町長は「東日本大震災と原発事故による避難により、スポーツができる環境ではありませんでしたが、NPO法人双葉ふれあいクラブも再開し、少しずつ環境が整ってきました。長年にわたり町のスポーツ事業にご尽力いただいた皆さんに感謝を申し上げるとともに、町民の皆さんの絆の維持のためにも今後、更なるご協力をお願いしたい」と感謝の言葉を述べました。

東北地区スポーツ推進委員協議会功労者
栗田要さん（羽鳥、前列：左）、天野月子さん（山田、前列：右）

市町村体育協会相双地域連合会スポーツ功労者
渋谷容寿さん（細谷、前列：左、）井上啓之さん（長塚二、前列：右から２人目）、菊池直子さん（新山、前列：右）

秋の行政相談週間

行政相談委員は、総務大臣が委嘱するもので、役所（国、県及び市町村）の仕事をはじめ、年金事務所などの特殊法人等の仕事についての苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと関係行政機関等との間に立って、その解決を促進するよう相談に応じています。

また、１０月１９日（月）から２５日（日）までの一週間は「行政相談週間」です。この期間中は、県内の応急仮設住宅集会所等で相談を行う予定です。

行政相談は、行政相談委員のほか総務省福島行政評価事務所などでも受け付けしております。

なお、相談は無料で、相談者の秘密は固く守られます。

【問い合せ先】福島行政評価事務所

☎０２４－５３４－１１０１

総務省では、双葉町を担当する行政相談委員として、次の方を委嘱しています。

双葉町の行政相談員
倉田　均さん（長塚二）
白河市在住

行政報告

第3回双葉町議会定例会

9月10日招集の平成27年第3回双葉町議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。その概要をお知らせいたします。

6月定例会以降の行政経過

◇町民交流施設を開所

7月1日、町民同士のコミュニティの維持・確保を図ることを目的として、町民交流施設「ふたばーく」をいわき市錦町に開所いたしました。

◇双葉郡スポーツ交流大会

7月12日は、広野町で、双葉郡スポーツ交流大会が開催されました。双葉町からは野球とバレーボール競技に出場し、バレーボールが見事優勝を成し遂げられました。選手の皆さんの全力プレーに大変勇気付けられたところであります。

◇相馬野馬追祭

7月25日から27日は、国指定重要無形文化財「相馬野馬追」が南相馬市の雲雀ヶ原祭場地において盛大に開催されました。本町からも6騎の騎馬武者が標葉郷から出陣し、武者行列、甲冑競馬、神旗争奪戦などで、赫々たる武勲をあげられました。

◇集まれ！ふたばっ子２０１５

8月1日、2日には、スパリゾートハワイアンズで、将来の双葉町を担う小・中・高校生の再会の機会と、児童生徒同士のつながりと心の交流、絆の維持発展を目的に「集まれ！ふたばっ子　２０１５」を開催しました。多数の児童生徒が参加され、双葉町出身の箏演奏者大川義秋さんのコンサートや山田のじゃんがら念仏踊りの披露と体験コーナー、双葉町についての語り合い、山本シュウさんの講演会などが行われ、参加された方々は楽しい交流の時間を過ごされておりました。

◇県民スポーツ相双地域大会

8月2日には、県民スポーツ相双地域大会が南相馬市で開催されました。双葉町からは壮年ソフトボールと9人制女子バレーボール競技に参加し、壮年ソフトボール、9人制女子バレーボールともに第3位となる優秀な成績を残されました。

◇京丹波町との交流

8月11日には、友好町の京都府京丹波町スポーツ少年団と双葉町立学校の中学生との交流事業を行いました。町立学校仮設体育館でのスポーツ交流後、南台仮設住宅集会所で、町民の皆さんを交えて、京丹波町から持参していただいたジャガイモを使ったカレーライスで昼食をとりながら交流を深めました。京丹波町の皆さんには、東日本大震災及び原子力発電所事故以来、多方面でご支援をいただいており、感謝申し上げます。

◇一時帰宅

帰還困難区域への自家用車による住民の一時帰宅の本年4月から8月末日までの実績数は、1，936世帯、4，578名となっております。また、バスによる住民一時帰宅は、延べ8日間で、73世帯102名となっております。町では、一時帰宅者の安全確保等のため、安全パトロール等を強化し、町道等での倒木の撤去や危険箇所の補修、除草などに努めております。

8月25日には、双葉町立幼稚園・小・中学校の2学期が始まりました。2学期からは、幼稚園児1名、小学生が2名増え、現在、幼稚園・小・中学校の園児児童生徒数は21名となっております。

◇内部被ばく検査

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の今年度の8月末までの受検者数は、177名となっております。9月中旬からは福島県所有の車載型ホールボディカウンターによる検査を応急仮設住宅等において実施することとしており、町民の皆さんが受検しやすい環境づくりを進めてまいります。

◇町の復興に向けた取組

町の復興に向けた取組につきましては、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の施策の具現化に向けた意見等を求めるため、双葉町民の皆さんを主体とする双葉町復興町民委員会を設置いたしました。今回の委員会は、テーマごとに具体的な議論を行うため、高齢者等福祉部会、町民コミュニティ部会、復興産業等拠点部会の3つの部会を設置するとともに、復興産業等拠点部会に新産業

創出分科会を設け、再生可能エネルギーや農業再生に特化した議論を行うこととしております。

　7月30日に第1回委員会を開催したのち、これまで高齢者等福祉部会を2回、町民コミュニティ部会、復興産業等拠点部会、新産業創出分科会を各1回開催いたしました。各部会とも全体で5回程度ワークショップ形式での議論を行い、部会ごとの検討課題や解決策等として出された意見を本委員会に報告していただき、本委員会において議論の上、提言書をまとめていただくこととしております。

　この提言書については、双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画書、双葉町内復興拠点基本構想、再生可能エネルギー活用推進計画に反映させ、議会の皆さんとも協議をさせていただき、来年3月までに各計画を策定していく考えであります。

◇復興公営住宅

　復興公営住宅への双葉町民の入居決定状況につきましては、平成27年8月末現在で、109戸、178人となっております。

　双葉町外拠点となるいわき市勿来酒井の復興公営住宅につきましては、現在、設計が行われており、今年度中に造成工事が開始される予定となっております。今後、平成29年度後期までの完成を目指して整備が進められることになりますが、引き続き県に対して早期整備を強く求めてまいります。

◇原子力損害賠償

　原子力損害賠償につきましては、7月17日に東京電力に対して、東京電力の原子力損害賠償に係る様々な意見、要望等を町議会とともに提出いたしました。これを受けて8月28日に、東京電力から町及び町議会に回答がありましたが、町としても全体的に十分な説明内容ではなかったと考えております。

　一方で、これまで平成29年5月までとされていた家賃に係る賠償については、いわき市内に計画された復興公営住宅の整備が、平成29年度後期までずれ込むことや、町としても仮設住宅等の供与期間との整合を図るべきと要求していたことに対して、東京電力は、6月12日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（改訂）」の趣旨も踏まえ、賠償対象期間を平成30年3月までとしたところです。

　今後も、町民の思いを受け止め、被害の実態に見合った迅速かつ確実な損害賠償の実現を、国及び東京電力に対して強く求めてまいります。

　また、仮払金から本賠償請求を行っていない方については、本年1月末現在での137人に対し、本年7月末現在で85人と、この間で52人減少しましたが、依然として未請求の方がおりますので、引き続き未請求者の皆さんに対し、周知を進めてまいります。

◇中間貯蔵施設

　中間貯蔵施設につきましては、本年3月の双葉町内分から町内の保管場への試験輸送が始まっております。また、国からは、8月31日現在で町内の地権者の契約が5件成立したとの報告を受けております。今後も、地権者及び町民に寄り添った対応をするよう、国に強く求めてまいります。

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料「5年の後納制度」が開始されました。この機会にぜひご利用ください。

　過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成27年10月1日から3年間限りの特例として開始されました。

　後納制度を利用するには、申込みが必要です。詳しくは下記の専用ダイヤル、または最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

※すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

【問い合わせ先】　国民年金保険料専用ダイヤル　☎0570－011－050
　受付時間　　月曜日　　午前8時30分～午後7時
　　火～金曜日　午前8時30分～午後5時15分
　　第2土曜日　午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受け付けます。
※祝日（第2土曜日を除く）、年末年始はご利用いただけません。

福島県議会議員一般選挙
投票日は　１１月１５日（日）です

福島県議会議員一般選挙が平成 27 年 11 月 5 日(木)告示、11 月 15 日(日)投票で執行されます。
皆さんの声を県政に反映させる大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

■投票できる方

・日本国民である方
・平成７年１１月１６日までに生まれた方
・平成２７年８月４日までに転入の届出を行い引き続き住所を有する方

■投票所

○１１月１５日（日）の投票は次の３箇所で行うことができます。

・双葉町いわき事務所（１階中会議室）
　投票時間　午前７時から午後７時
・双葉町郡山支所（１階会議室）
　投票時間　午前７時から午後５時
・双葉町埼玉支所（騎西総合支所内１階会議室）
　投票時間　午前７時から午後５時

※いわき事務所と郡山支所・埼玉支所は投票終了時間が異なりますので、ご注意願います。

※県内の会津地方や猪苗代地方に避難されていて、各期日前投票所に行けない方につきましては、誠に申し訳ありませんが、不在者投票を請求することにより避難先の役所において投票することができますので、ご利用願います。

○全国各地に避難されている皆さまへ

現在、居住されている市区町村の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。

投票方法につきましては、「選挙のお知らせ」に掲載するとともに、請求用紙と返信用封筒を同封して１０月中旬に送付する予定です。

※ただし、上記各投票所（期日前投票所含む）で投票できる方は、請求しないようにご注意願います。請求してからは、期日前投票所や当日投票所で投票することができなくなる恐れがあります。

【問い合わせ先】　双葉町選挙管理委員会
（双葉町いわき事務所　総務課内）
☎０２４６－８４－５２０１

【期日前投票】１１/６（金）～１１/１４（土）

投票当日、投票できない方は期日前投票で投票できます。期日前投票のできる投票所は下記のとおりです。

期日前投票所の名称及び場所	期日前投票所を設ける期間
双葉町いわき事務所 １階中会議室	11 月 6 日(金)～ 11 月 14 日(土) 午前 8 時 30 分～午後 8 時
双葉町郡山支所 １階会議室	11 月 6 日(金)～ 11 月 8 日(日)・14 日(土) 午前 8 時 30 分～午後 7 時
双葉町埼玉支所 １階会議室 ※投票期間中、ホールボディ検査は行いません。	11 月 11 日(水)～ 11 月 14 日(土) 午前 8 時 30 分～午後 8 時
いわき市南台応急仮設住宅第二集会所	11 月 8 日(日) 午前 10 時～午後 4 時
いわき市平体育館 会議室１	11 月 9 日(月) 午前 10 時～午後 4 時
白河市郭内第一応急仮設住宅談話室	11 月 10 日(火) 午前 10 時～午後 4 時
福島市さくら 応急仮設住宅談話室	11 月 11 日(水) 午前 10 時～午前 12 時
福島市北幹線第二 応急仮設住宅集会所	11 月 11 日(水) 午後 2 時～午後 5 時
南相馬市市民文化会館 ２階練習室３	11 月 12 日(木) 午前 10 時～午後 4 時
郡山市喜久田町早稲原 応急仮設住宅集会所	11 月 13 日(金) 午前 9 時～午前 12 時
郡山市日和田町高倉 応急仮設住宅談話室	11 月 13 日(金) 午後 2 時～午後 5 時
郡山市富田町若宮前 応急仮設住宅集会所	11 月 14 日(土) 午前 9 時～午前 12 時

双葉町の人事行政の運営等の状況の公表

双葉町における「人事行政の運営等の状況」を条例に基づきお知らせ致します。

1．職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用候補者試験・職員選考の実施状況 (平成26年4月1日～平成27年4月1日採用)

区　分	申込者数			第1次試験受験者数(A)			第1次試験合格者数			最終合格者数(B)			競争率(倍)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	(A)/(B)
行　政　職	31	9	40	27	8	35	8	3	11	2	3	5	7.0
土　木　職	5	0	5	4	0	4	1	0	1	1	0	1	4.0
建　築　職	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	＊
保　健　師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	＊
幼稚園教諭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	＊
合　　計	38	9	47	32	8	40	9	3	12	3	3	6	6.7

(2)職員の退職の状況 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)　(単位：人)

	定年退職	普通退職	死亡退職	懲戒免職	計
人　数	3	3	0	0	6

(3)職員の定数の状況 (平成27年4月1日現在)　(単位：人)

部　局	定　数	職員数	差　引
町長事務部局	84	76	▲8
議会事務部局	2	2	0
農業委員会事務部局	1(1)	1(1)	0
教育委員会事務部局	15	10	▲5
選挙管理委員会事務部局	(3)	(3)	(0)
監査委員事務部局	(2)	(2)	(0)
合　計	102 (6)	89 (6)	▲13 (0)

(注)教育長、通年雇用職員は含みません。(　)内は兼務職員数です。

(4)部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)　(単位：人)

区　分		職員数		対前年比増減数
部　門		平成26年	平成27年	
一般行政	議　会	2	2	0
	総　務	50	48	▲2
	税　務	4	5	1
	農林水産	2	2	0
	商　工	1	1	0
	土　木	3	5	2
	民　生	7	6	▲1
	衛　生	8	8	0
	計	77	77	0
教　育		10	11	1
一般行政＋教育		87	88	1
一般行政	下水道	1	1	0
	その他	3	3	0
	計	4	4	0
合　計		91	92	1

(注)教育長、通年雇用職員を含みます。

(5)国との給料月額の水準比較(ラスパイレス指数)の状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般行政職	94.7	94.6	－	102.2	102.7	95.4

(注)教育長、通年雇用職員は含みません。(　)内は兼務職員数です。

2．職員の勤務時間、勤務条件及び服務の状況

(1)職員の勤務時間 (平成27年4月1日現在)<標準的なもの>

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休息時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	廃止	12:00～13:00

(2)年次有給休暇の取得状況 (平成26年1月1日～平成26年12月31日)

年　度	総付与日数(日)	総使用日数(日)	全対象職員数(人)	平均使用日数(日)	取得率(%)
平成26年度	2,573	612	73	8.4	23.8%
平成25年度	2,416	581	64	9.1	24.0%

(注)育児休業者は除く

(3)時間外勤務及び休日勤務等の状況 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

年　度	時間外・休日勤務総時間	職員一人あたりの平均時間
平成26年度	１１，７２０時間	１５６時間
平成25年度	７，５８１時間	１０９時間

(注)25年度分に選挙事務分は含まれておりません。

(4)育児休業の状況 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)　(単位：人)

	男　性	女　性
新たに育児休業を取得した者	0	0
前年度から引き続いている者	0	1

3．職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)　(単位：人)

処　分　事　由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

※地方公務員法第28条第1項及び第2項

(2)　懲戒処分者数 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

処　分　事　由	戒告	減給	停職	免職	計	訓告	厳重注意
法令、条例等に違反した場合	0	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0	0

※地方公務員法第29条第1項

4．職員の服務の状況（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

（単位：人）

区　分	内　容	地方公務員法	違反者数
服務の宣誓	職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない	第 31 条	0
命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令にしたがわなければならない	第 32 条	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	第 33 条	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする	第 34 条	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない	第 35 条	0
政治行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与するなど、政治活動等をしてはならない	第 36 条	0
争議行為等の禁止	職員はいわゆるストライキ等をしてはならない	第 37 条	0
営利企業等従事制限	職員は任命権者の許可なく、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	第 38 条	0
合　計			0

5．職員の研修状況

（1）研修の状況（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

研　修　・　講　座　名	研修場所（主催）	実施年月	実施日数	受講者数
新規採用職員前期研修	ふくしま自治研修センター	平成26年４月～５月	５日	１０名
新規採用職員後期研修	ふくしま自治研修センター	平成26年10月～11月	５日	１０名
計				

6．職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）健康診断の状況（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

健康診断の種類	受診者数（人）
胃がん検診	51
血圧測定	82
心電図検診	71
眼底検査	70
尿検査	81
大腸がん検診	56
血液検診	80
結核検診	80
腹囲測定	80
聴力検査	80
前立腺がん検診	28
人間ドック	26
脳ドック	49
子宮がん予防検診	11
乳がん予防検診	12
延べ受診者数	857

7．勤務条件に関する措置の要求の状況

（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

継　続　件　数	措　置　要　求　件　数
0	0

※地方公務員法第 46 条の規定に基づく職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求

8．不利益処分に関する不服申立の状況

（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

継　続　件　数	措　置　要　求　件　数
0	0

※地方公務員法第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分に対する審査請求又は異議申立て

（2）職員健康増進事業（平成 26 年度分）

事　業　名　称	受診者数・受講者数
メンタルヘルスセミナー（計５回）	７３名
ストレスチェック（計２回）	全職員
管理職員、人事管理担当メンタルヘルスセミナー	３名
訪問カウンセリング事業	全職員
共済組合メンタルヘルスセミナー（計２回）	３名
東日本大震災の心理と今後の支援に関する調査	全職員
管理職個別面談	１２名

【問い合わせ先】　総務課　行政係　☎０２４６－８４－５２０１

（マイナンバー制度）

個人番号制度がスタートします。

～ 個人番号カードの取得方法についてのお知らせ ～

平成 28 年 1 月からの個人番号制度のスタートに伴い個人番号（マイナンバー）をお知らせする「通知カード」が 10 月以降に郵送されます。

国民の皆さま一人ひとりに１２桁の個人番号（マイナンバー）が通知されます。双葉町民の皆さまへの送付先として、町に登録されている住所（届出避難先）に簡易書留で通知いたします。

なお、ご希望される方は、申請手続きをしていただくことにより「顔写真入りの個人番号カード」の交付を受けることができます。「顔写真入りの個人番号カード」の交付条件として、今回、簡易書留で送付される通知カードと引き換えとなりますので、大切に保管してください。

Q：個人番号カードとは何ですか？

A：プラスチック製のＩＣチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）と本人の顔写真が表示されます。
個人番号カードは、申請により通知カードと引き換えに、本人確認のうえ無料で交付を受けることができます。

Q：個人番号カードはどうやって取得するの？

A：個人番号カードを申請される方は、住民票のある市区町村の役所に、ご本人さまが来庁していただくことになります。申請時もしくは交付時に、確認書類を持参いただく必要があります。
双葉町といたしましては、いわき事務所、郡山支所、埼玉支所の各所にて、原則として**個人番号カードの申請のみ受付**させていただきます。
ご来庁の際は、申請書（通知カードに同封）と本人確認書類をご持参ください。
後日、避難先住所に個人番号カードを郵送いたします。

個人番号カードを希望される方で、双葉町役場の各事務所等に来庁いただくことが困難な方（東日本大震災の被災者）につきましては、通知カードに同封してある申請書を避難先の市区町村の役所にご本人確認書類、届出避難場所証明書、写真（縦 4.5cm× 横 3.0 cm）をご持参していただくことで、後日個人番号カードを避難先に郵送いたします。

ご注意ください！

通知カードに同封してある申請書を郵送してしまうと、受取先が双葉町いわき事務所となってしまいます。いわき事務所での受け取りを希望しない方（**いわき事務所に来庁することが困難な方**）は、**通知カードに同封してある申請書を郵送しないようご注意願います。**郵送での個人番号カード受取を希望する方は、必ず避難先の市区町村の役所で申請を行って下さい。

双葉町住民の個人番号カード取得方法について

1 申請手続き

いわき事務所、郡山支所、埼玉支所、または避難先の市区町村の役所にてお手続きしてください。
※必要書類
①個人番号カード申請書
（通知カードと一緒に簡易書留で郵送されてきます）
②本人確認できる身分証明証
（運転免許証やパスポートなど）
③写真（縦 4.5cm× 横 3.0 cm）

2 申請手続き完了

届出避難場所（現在の滞在先として役場に届出されている住所）へ個人番号カードが郵送されます。

3 ご自宅で個人番号カードをお受け取りいただきます。

代理人の方による申請手続きと受け取りについて

ご本人さまが、ご病気やお身体の障がいなどによって、手続き場所にお越しいただくことが困難な場合に限り、代理人の方にカードの申請、受け取りを委任することができます。

手続きには、委任状、本人確認書類、本人の写真(縦 4.5㎝×横 3.0 ㎝)、ご本人さまが役所にお越しいただくことが困難であることを証する書類（入院先、施設入所がわかる書類、介護保険証、身体障害者手帳等）及び代理人の方の本人確認書類が必要となります。必要書類をご準備のうえ申請手続きにお越し願います。

【問い合わせ先】
① マイナンバー通知カードについて
総務省　☎０５７０―２０―０１７８
（全国共通ナビダイヤル）
受付時間　９：００～１７：３０
土日祝日を除く平日のみとなります。
② 個人番号カードの申請と受け取り手続きについて
住民生活課　戸籍係　☎０２４６－８４－５２０４

ご注意ください!

簡易書留で郵送される「個人番号カード申請書」を郵送で送ってしまうと…

↓

総務省の委託先である「地方公共団体情報システム機構」に届きます。

↓

双葉町いわき事務所で受け取りの意思表示となってしまいます。個人番号カードを郵送できません。

↓

遠方であっても、いわき事務所までご来庁いただくことになってしまいます。
いわき事務所での受け取りをご希望されない場合は、申請書を郵送しないでください。

相馬税務署からのお知らせ

相馬税務署　〒976-8602 相馬市中村字曲田 92-2
☎（代表）０２４４－３６－３１１１
※電話によるご相談やお問合せは、平日の午前９時から午後５時まで受け付けております。

1　平成２２年分から平成２６年分の所得税等の申告相談について

相馬税務署では、平成２２年分から平成２６年分の所得税（及び復興特別所得税）、消費税、贈与税及び相続税の確定申告がお済みでない方からの申告相談を受け付けております。

まだ申告がお済みでない方やご不明な点がある方は、まずは税務署までお電話等によりお問い合わせください。

2　東京電力㈱から支払いを受ける営業損害（将来分）に対する賠償金の所得税法上の取扱い等について

避難指示等により業務に従事することができなかったことやいわゆる風評被害などによる減収分に対して支払を受ける賠償金は、事業所得等の収入金額になります。

新たな営業損害賠償として一括で支払を受ける営業損害（将来分）に対する賠償金※１については、一定の事実が生じた場合には精算することが予定されているため、その精算の対象期間（５年＝６０月）中の時の経過に応じ、精算の対象期間中の各年分の収入※２として事業所得等の収入金額に算入します（中小法人の収益計上時期についても同じです。）。

※１　平成２７年３月（避難指示区域外にあっては平成２７年８月）以降将来にわたる損害に対して、減収率１００％の年間逸失利益の２倍（避難指示区域外にあっては直近の減収にもとづく年間逸失利益の２倍）が一括して支払われることとされています。

※２　毎月、賠償金の額の６０分の１相当額を６０カ月にわたり事業所得等の総収入金額に算入することになります。

3　申告書の便利な作成方法について

所得税、消費税及び贈与税の確定申告書の作成に当たっては、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

作成コーナーで申告書を作成して紙に印刷し、税務署へ郵送等により提出することができます。申告書の作成・計算誤りの防止、来署される納税者の皆さまのご負担も軽減できますので、是非とも国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をお試しください。

※平成２７年分については、平成２８年１月に掲載予定です。

国税庁ホームページはこちら⇒　http://www.nta.go.jp

教育長からのメッセージ

「ふるさと」について考える

「ふるさと」を学校でどう教えるか

震災後、双葉郡内の各小中学校は、各町村が郡外に避難したためにそれぞれの避難先で学校を再開しました。再開後、各学校の教師達は子ども達に**「ふるさと」についてどのように教えるべきか**、大変頭を悩ませているとの話をよく耳にします。震災時幼児だった子ども達が小学校に入学し、彼らのほとんどが自分達の**「ふるさと」を覚えていない**。そのような子ども達の「ふるさと」の写真や資料を見せたとしても、「ふるさと」の実感が持てないのではないか。また、避難先での見慣れた景色や生活、文化との関係をどう理解させるか、等の疑問に日々葛藤しながら授業を進めているように思います。

二つの「ふるさと」

たとえ子ども達が生まれ育った「ふるさと」を覚えていなくとも、たとえ避難先での景色や生活、文化に慣れたとしても、**自分達の「ふるさと」がどのようなものかを教える**ことは大切であろうと思います。そして今いる避難先で慣れ親しんだ文化、歴史等について学ぶことも大切なのではないかと考えます。つまり**新しい「ふるさと」**の考え方です。避難先でできた多くの友人と、学校の先生方、地域の人々との日々の交流を通じて、避難した町や村を**新しい「ふるさと」として実感している子ども達**も多くいるのではないか、と思われます。避難直後はなかなかなじめなかった、生活や友人そして避難先の町や村も、今では子ども達の心の中に新しい「ふるさと」として確かな場所を占めているに違いなく、それぞれの学校で教わる新しい「ふるさと」についての学習も新鮮な気持ちで受け止めているに違いありません。**加須市騎西小学校**での運動会では、**騎西音頭と双葉音頭**を共に子ども達に披露させ、さらには鼓笛パレードにおいて、**双葉北・南両小学校の校歌を演奏**させています。正に、二つの「ふるさと」の発想に基づく、すばらしい実践だと思います。

「ふるさと」への想いを生きる力に

「ふるさとへはいつ帰られるだろうか」、「ふるさとへはもう戻れないのではないか」と言った想いにもどかしさを感じ、あるいは悲観している人もいるのではないかと思います。一方で、「ふるさとへの想いに悲観し嘆くより、前向きに生きよう」と考えている人もいると思います。どちらの想いもいわば心の持ち方、考え方の違いによるものなので、一概に肯定、否定するのではありませんが、「新しいふるさと」、「二つのふるさと」の発想を持つことは、**自らの生き方を新しい視点で見つめることに通じ**、結果として**それぞれの生きる力へと繋がる可能性**があると考えますが、いかがでしょうか。

ふるさと創造学、地域の活性化

別の考え方として、「ふるさとの復興を目指し、新しいふるさとの在り方を考えよう、コミュニティーを再生しよう」とする動きが被災地では勿論、全国的に各自治体で模索されています。しかも、どの自治体でも共通していることは、**「子ども達の考え方を地域の活性化に採り入れよう」、「子ども達と共に地域を活性化しよう」**とする考え方です。双葉郡の各小中学校で昨年から始めた**「ふるさと創造学」**は、様々な取り組みにより地域住民と共に大きな盛り上がりを見せました。今年度は**「ふたば未来学園高校」**が立ち上がり、小中高の連携により「ふるさと創造学」をさらに充実、発展させようと各学校、各町村で取り組んでいます。

ふるさとの再生への取り組み

「被災地の復興は困難であり他の自治体とは違う、子ども達の帰還は簡単ではない」という声も時折聞かれます。では、今行われている組織的、創造的、挑戦的なこれらの取り組みは果たして無駄なのかと言うと、「決してそうでない」、と大抵の人は言うに違いありません。続いて、「でもいつになったら子どもの数は増えるのか、どうすれば復興は進むのか」という疑問の声が聞こえます。**困難な道のりを覚悟し、様々な方策を多くの関係者が知恵を出し合い協議、実践、修正することのサイクルの繰り返しの中で**、少しずつ先が見えるような気がします。大切なことは、今の考え方に自信を持ち学校の再生、ふるさとの再生に携わる者一人一人が状況を変えようとする主体者としての自覚を持ち、**根気強く実践すること**だと思います。

双葉町教育長　**半谷　淳**

町立学校　公開授業のお知らせ

双葉町立学校は、開校後２年目を迎え、たくさんの方々に双葉町立学校の建物や少人数教育の現状、ＩＣＴ機器活用等のよさをご理解していただくため、授業を公開いたします。

１．日　　時　　１０月７日（水）　１３：３０～１６：００（受付　１３：００～）
２．会　　場　　双葉町立双葉南小学校・双葉北小学校　仮設校舎
　　住所：いわき市錦町御宝殿５６　（旧錦星幼稚園跡地）
３．日　　程

13:00	13:30	14:15	14:40	16:00
受　付	公　開　授　業	休　憩	教職員等は　ＩＣＴ教育研修会 町民の方は施設見学	

４．授業公開内容等

学年	教科及び単元名	授　業　者
1	生活科「みつけたあきをしょうかいしよう」	高　玉　梨枝子
2	国語科「音読げきをしよう『お手紙』」	吉　田　智　子
5・6 複式	外国語「Let's go to Italy」	林　　香世子 （ALT）フィリップ・ジェリーマン

５．その他
⑴　公開授業に参加を希望される方は、双葉町立学校仮設校舎の駐車場には限りがありますので、できるだけ相乗りでのご来校をお願いします。
⑵　シューズやスリッパ等の上靴をご持参ください。
⑶　双葉町民の皆さまや保護者の皆さまにつきましては、授業参観及び施設見学のみの参加になりますのでご了承願います。

第28回双葉町総合美術展

双葉町芸術文化団体連絡協議会主催の総合美術展が郡山市で開催されます。

美術展には、短歌、俳句、絵画、水墨画、刻字、書道、写真、手芸など、芸文協会員の皆さまの作品が多数展示されます。

また、第２回町民作品展も同日開催されますので、ぜひご来場ください。

日　時…10月20日㈫　１３：００～１７：００
　　21日㈬　１０：００～１５：００
　（２日間にわたって開催します）
場　所…郡山市ビッグアイ　６階展示室

【問い合せ先】
双葉町教育委員会　教育総務課　生涯学習係
☎０２４６－８４－５２１０

三字行政区からのお知らせ

三字行政区長　加村　英敬

総会と「再会の集い」を下記のとおり開催いたしますので、皆さんお誘い合わせのうえご参加ください。

記

日　　時…１１月８日(日)～９日(月)１泊２日
　　総会…午後３時～、懇親会…午後６時～
場　　所…小名浜オーシャンホテル＆ゴルフクラブ
　　いわき市泉町下川字大畑１７
　　☎０２４６－５６－３３１１
参 加 費…一人１０，０００円
申込締切…１０月１５日(木)
【申し込み・問い合わせ先】
　　加村　英敬☎０９０－３１２３－０９４２
　　山口　清一☎０９０－８７８４－６７９７

渋川行政区からのお知らせ

渋川行政区長　朝川　洋一

渋川行政区の総会・交流会を下記により開催いたしますので、ご参加ください。

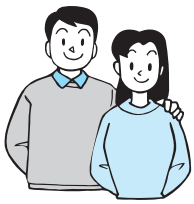

記

日　時…１０月１８日（日）
　　午後１時３０分～
場　所…白河市郭内第二仮設住宅集会所

【問い合わせ先】
　　朝川　洋一
　　☎０９０－６２５７－２３１８

平成27年度子育てサロン

平成２８年度 幼稚園児募集

―ふたば幼稚園入園のご案内―

双葉町では、町立ふたば幼稚園の平成 28 年度園児を募集します。多くの園児の姿が見られることを心待ちにしています。

◆入園資格

３歳児	平成 24 年４月２日から平成 25 年４月１日までに生まれた幼児
４歳児	平成 23 年４月２日から平成 24 年４月１日までに生まれた幼児
５歳児	平成 22 年４月２日から平成 23 年４月１日までに生まれた幼児

◆幼稚園所在地

福島県いわき市錦町御宝殿 56

◆経　費

・入園料　　3,000 円

※双葉町幼稚園就園奨励費補助金により、補助いたします。

・授業料　　4,000 円（月額）

※町民の方は条例により、免除となっています。

・その他　　教材費、給食費等実費を徴収します。

その他の経費は随時徴収します。

※双葉町幼稚園給食費等補助金により、補助いたします。

◆入園申込み受付期間

10 月 １日（木）から 10 月 30 日（金）まで

午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

（土・日曜日を除く）

※11 月２日以降も随時入園申し込みを受け付けいたします。

◆受付場所

教育委員会教育総務課

◆郵送による受付

「入園申請書」に記入・押印の上、ご送付ください。なお、申請書は町ホームページよりダウンロードすることができます。

【問い合わせ先】

双葉町教育委員会　教育総務課

☎０２４６－８４－５２１０

平成２８年度　避難先における幼稚園・保育所等利用申込みの手続きについて

平成２７年４月より「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。このことにより、幼稚園・保育所等の利用には避難先の市区町村より認定を受けることとなり、また、保護者の所得に応じて保育料が算定されることとなります。なお、市区町村により利用申込や認定申請の受付期間が異なりますので、ご不明な点がございましたら避難先の市区町村へお問い合わせください。

認定区分	対　　象	利　用　先
１号認定	お子さんが平成 28 年４月１日現在、満３歳以上で、利用時間が４時間程度の場合	**幼稚園**、認定こども園
２号認定	お子さんが平成 28 年４月１日現在、満３歳以上で、「保育の必要な事由」（※1）に該当する場合	**保育所**、認定こども園
３号認定	お子さんが平成 28 年４月１日現在、満３歳未満で、「保育の必要な事由」（※1）に該当する場合	**保育所**、認定こども園、地域型保育（※2）

（※1）「保育の必要な事由」：就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院等している親族の介護・監護、災害復旧、求職活動、就学など

（※2）「地域型保育」：　小規模保育（利用定員６人以上 19 人以下）、家庭的保育（利用定員５人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育

◆利用申込み・認定申請方法について

幼稚園を希望または１号認定対象の場合　→　避難先の幼稚園に直接申し込み

保育園を希望または２号、３号認定対象の場合　→　避難先市区町村に「保育の必要性」の認定を申請

◆問い合わせ先

（幼稚園に関すること）教育総務課　学校教育係　☎０２４６－８４―５２１０

（保育所に関すること）健康福祉課　福祉介護係　☎０２４６－８４－５２０５

皆さんの応援よろしくお願いします！

第２回市町村対抗福島県ソフトボール大会

○開 会 式：１０月１７日（土）　午前10時～　相馬光陽ソフトボール場（相馬市）
○試　　合：同日２試合目（１２時４５分～）　同会場　Ｄコート
○対戦相手：富岡町

選手名簿　敬称略

１．榎内　宏（監　督）	10．菅本　高章	19．門馬　雄介
２．天野　錦二（主　将）	11．井戸川貴一	20．石澤　拓也
３．大谷内　俊	12．井戸川義弘	21．伊藤　雅明
４．吉田　佳次	13．加藤　秀樹	22．加藤　裕樹
５．村井　佳人	14．木幡　和清	23．青田　隆志
６．渡辺　浩美	15．笠原　真一	24．板井　克也
７．鈴木　健一	16．山本　剛	25．伊澤　亮
８．橋本　仁	17．鵜沼　浩二	26．高野　慎哉
９．高萩　文孝	18．加藤　克美	

双葉ふれあいクラブからのお知らせ

裏磐梯五色沼・小野川不動滝 双葉町民トレッキング参加者募集

◇実 施 日：１１月１日（日）小雨決行
（雨具の準備をお願いします）
◇募集人数：４５人（大型バス利用）
◇コ ー ス：福島県裏磐梯五色沼～柳沼・小野川不動滝探勝路
◇行　　程：7:30　いわき市植田駅出発
7:50　南台仮設住宅
9:30　郡山駅西口
9:45　開成山競技場駐車場（郡山体育館前）
11:15　五色沼出発
12:30　柳沼着
12:35　昼食
13:30　出発
14:00　小野川不動滝着
15:00　小野川不動滝出発
18:00　植田駅着
◇昼　　食：各自持参または桧原湖周辺の食堂
◇参 加 費：無料
◇申込締切：１０月２３日（金）

【申し込み先】双葉ふれあいクラブ事務局（高野）
☎　０２４６－３８－３３２５
ＦＡＸ　０２４８－２１－６１８８

・保険に入りますので氏名・住所・連絡先をお知らせください。
・バス乗降の場所もお知らせください。
・バスの時間は変動する可能性があります。
・山道ですので歩ける服装で参加願います。

双葉町スポーツ振興補助金について

この補助金は、県代表としてアマチュアスポーツ大会に出場するときにかかる経費の一部を補助するものです。該当する方は下記担当までご連絡ください。

①スポーツ大会派遣補助金
・対 象 者：スポーツ少年団加盟者（選手及び指導者）
・対象大会：日本スポーツ少年団主催の全国大会
・補 助 額：宿泊料金の一部

②スポーツ大会派遣激励金
・対 象 者：町民（監督、コーチ及び選手として登録されている方）
・対象大会：国体・インターハイ・高等学校選手権・全日本選手権・青年大会等
・補 助 額：１人　１０，０００円

担当：双葉町教育委員会　教育総務課　☎０２４６－８４－５２１０

ふるさとへの想いをつなぐ

夏祭り・盆踊り

7月24日(金)　県北ふたば会納涼祭
8月14日(金)　県南双樹会盆踊り
8月15日(土)　つくば自治会夏祭り
8月15日(土)　夢ふたば人盆踊り大会
8月16日(日)　白河郭内仮設住宅自治会夏祭り
8月22日(土)　県中借り上げ住宅自治会盆踊り
8月29日(土)　双葉町埼玉自治会盆踊り

町民の方も地元の方も大人も子どもも一緒に輪になって盆踊りを楽しみました。

涼

揃いの法被(はっぴ)や浴衣姿で
夏の一日を楽しみました

♪♪双葉よいとこ　太鼓がひびく
踊り輪になる　輪が花になる
みんな揃って
総おどり　総おどり ♪♪

ふるさとを想いながら、相馬盆歌や双葉音頭、模擬店、ビンゴゲーム大会、スイカ割りなど各自治会でそれぞれ工夫をこらした夏祭りや盆踊り大会が盛大に開催され、楽しいひとときを過ごしました。

東日本大震災による建物の被害調査を実施しています

この調査は、東日本大震災により被害のあった居住用家屋（以下「住家」といいます。）について、被災者の申請により調査し、住家の損壊程度について認定したうえで、り災証明を発行するものです。

○家屋被害認定調査の対象者

・双葉町の帰還困難区域内にあって東日本大震災により被害を受けた住家で、り災証明が発行されていない住家、または、り災証明を発行していても、り災状況が「長期間の居住不能」として発行されている住家にお住まいになられていた所有者の方。
・借家人
※借家の場合は、貸借契約書の写しを提出していただきます。

○り災証明が必要な方

・生活再建支援制度など各種制度上必要な方、保険会社への提出される方など。
※り災証明書は賠償のために東京電力㈱に提出するものではありません。

○調査対象物件

・調査対象者の方が住んでいた家屋を対象とします。

○調査期間

・平成２７年１１月までの間の平日（週二日・火曜日、木曜日）とします。
・申し込み状況および建築士の予定により、希望される期間に調査できない場合がありますが、調査を希望される住家については、複数年にわたり全て調査する予定ですので、あらかじめご了承ください。
　調査は、帰還困難区域内でも比較的線量の低い町の東側から順次始めます。地区としては、新山行政区、下条行政区、郡山行政区、細谷行政区、中田行政区から着手いたします。

○調査内容

・調査は、①内部及び外観調査と②外観調査があります。
①内部及び外観調査（屋根、壁、傾きなど）は、住家の内部調査も行うため、所有者（借家人）などの立会いが必要です。立ち会いは、原則、ご本人にお願いいたしますが、都合によりご本人が立ち会えない場合は、同一世帯の方の立ち会いをお願いいたします。
②外観調査は、建物の損壊状況を外観からのみ調査します。
・放れ家畜、野生動物やカビ等による室内の被害等は、本調査の対象となりません。

○調査の実施

・町が委託した建築士１名と役場職員１名が調査いたします。
・調査は、内閣府で定めた災害被害認定基準に基づき、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊を認定し、り災証明を発行します。
・外観調査については、随時調査を実施します。
・外観調査の結果に不服のある場合は、再申請により内部及び外観調査を依頼出来ます。
・認定結果は、調査後４カ月以内を目安に通知いたします。

○日程調整

・内部及び外観調査は、申込書受付後に日程を調整し、所有者（借家人）などの立ち会いのもと調査をいたします。調査を効率的に実施するため、同じ行政区内で日程を調整させていただきます。
・１日で行う調査件数は、５件程度を基本とします。
・日程調整後、調査日を連絡いたしますので、立ち会いのため一時帰宅の手続きを取ってください。

○調査の申し込みについて

・申込書に必要事項を記入し、以下のものを添付して、窓口に提出するか、郵送してください。
(1) 申込者の運転免許証等、身分証の写し
(2) 借家人が申し込む場合は、貸借契約書の写し
・申込書は、いわき事務所と各支所窓口に準備しています。（連絡いただければ郵送します）
・町ホームページからも用紙をダウンロードできます。

○申込書類

・家屋被害認定調査申込書（兼　罹災証明申請書）
※ファックス、電子メールでの受け付けはいたしませんのであらかじめご了承ください。

【問い合わせ先、申し込み先】
〒974-8212　福島県いわき市東田町二丁目19-4
双葉町いわき事務所　税務課
☎０２４６－８４－５２０６

「労働困りごと相談会」開催のお知らせ

皆さんの職場の中で起きている賃金や労働時間などの労働条件、解雇、退職等の労働に関する困りごとや疑問などについて、現地及び電話での相談会を実施します。

相談会は無料です。また、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

1　開催日時　　１０月１８日(日)　午前９時～午後５時

2　現地相談会

福島会場	郡山会場
県労働委員会事務局 (福島市中町８－２　自治会館４階)	郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町７－７)

※現地相談会は、事前予約を受け付けています。(１０月１６日(金)午後５時締切)
なお、予約なしでも相談をお受けします。

3　電話相談　　福島県内全域　☎０２４－５２１－７５９４

4　【問い合わせ・事前予約】　福島県労働委員会事務局
住所：福島市中町８番２号　福島県自治会館　４階
☎　：０２４－５２１－７５９４
Ｅメール　roudousoudan@pref.fukushima.lg.jp

※労働困りごと相談は、平日の来所・電話・Ｅメール等で随時受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

休眠会社・法人の整理のお知らせ

法務局では、休眠会社・法人の整理作業を行います。

平成27年10月14日㈬の時点で「最後の登記から12年を経過している株式会社」または、「最後の登記から５年を経過している一般社団法人または、一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含みます）」について、同日付けで法務大臣による官報公告が行われ、休眠会社・法人に法務局から通知します。

平成27年12月14日㈪までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出または登記の申請をしない限り、解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をしますので、注意が必要です。

ご不明な点は、法務局ホームページ(http//:www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00082.html)をご覧いただくか、福島地方法務局法人登記部門☎０２４－５３４－１９０４までお問い合わせください。

双葉農業普及所からのお知らせ

双葉農業普及所は、毎月県内５カ所で、避難されている農家の皆さんの相談窓口を設置しております。

窓口では、相談者の現在の状況を聞き取らせていただきながら、皆さんが必要な情報、（農産物・土壌モニタリング結果、原子力災害に対応した農業技術情報、資金・事業の紹介など）をわかりやすくご説明いたしますので、お気軽にお越しください。

10月の日程は右記のとおりです。

※町村問わずに最寄りの窓口にお越しください。

※右記以降の日程は随時お知らせいたします。

双葉農業普及所ブログ「ふたばの農業通信」に掲載しておりますので、ご利用ください。パソコン、携帯電話からご覧になれます（携帯電話のパケット料金にはご注意ください）

※時間：午前１０時～正午

10月　2日(金)	葛尾村役場三春出張所 (三春貝山多目的運動公園管理棟)
10月　8日(木)	双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町地内)
10月15日(木)	富田町仮設住宅 (郡山市富田町若宮前応急仮設住宅集会所)
10月22日(木)	浪江町役場二本松事務所 (二本松市平石高田第二工業団地内)
10月23日(金)	大熊町役場会津若松出張所 産業建設課内

【問い合わせ先】相双農林事務所双葉農業普及所
☎　０２４０－２３－６４７４
ＦＡＸ　０２４０－２７－４７４７
川内普及所（川内村役場内）
☎　０２４０－３８－３４３４

各地区婦人学級・生活学級の活動

婦人学級・生活学級は、各避難先において、学習をとおして町民同士のつながりや絆の維持、発展のため取り組んでいます。
今月号では、ひまわり婦人学級（白河市）、梅檀婦人学級（福島市）、すみれ婦人学級（いわき市南）、はなみずき婦人学級（加須市）、桜婦人学級（いわき市北）から活動報告が寄せられましたので、生活学級と併せてご紹介いたします。

楽しく学んで…
自分磨き

ひまわり婦人学級（白河市）…絵手紙教室

６月１９日、いわき市民講師を含む３人の先生方のご指導で、野菜や果物を見ながら絵手紙制作に取り組みました。それぞれに素晴らしい作品が出来上がりました。

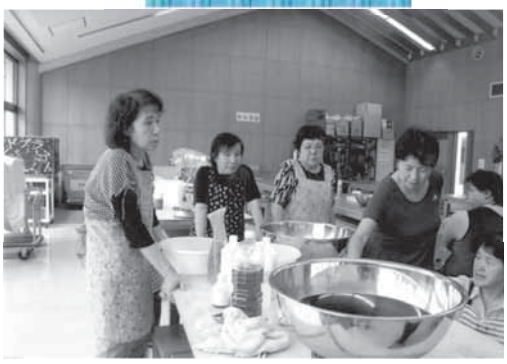

草木染め体験

梅檀婦人学級（福島市）…陶芸教室

７月７日、大堀相馬焼の菅原陶器店小野田様を講師に迎え、湯呑茶碗やマグカップ、小鉢、花器などの制作に取り組みました。

すみれ婦人学級（いわき南）…ウォーキング

６月１４日、いわき駅から平城跡までウォーキングを行い、昼食会を実施しました。
７月１４日には、いわき海浜自然の家で、自然の家の職員を講師にアカネの葉を使った草木染め体験をし、絹のスカーフを染め上げました。

はなみずき婦人学級（加須市）…健康管理・ヨガ教室

７月２３日、前半は百瀬埼玉支所保健師から健康管理について講話をいただき、後半は加須市民講師によるヨガ教室を実施しました。

桜婦人学級（いわき市北）…現地研修

８月４日の現地研修では、福島市栴檀婦人学級と昼食をはさんでの交流を行い、くだもの畑や片岡鶴太郎美術館などを見学し、有意義な一日を過ごしました。

生活学級

あいづ、みなみそうま生活学級では、「双葉の昔話」の紙芝居制作に取り組んでいます。また、つくば生活学級では、双葉町の思い出などを語り合い、思い出を絵にする活動を実施しました。

―健康生活のススメー

生活習慣病予防には、毎日の食事が大切

震災後３年間の健診成績の分析結果をみると、双葉町では以前よりも体重が増えた方が多くみられます。「内臓脂肪型肥満」は、生活習慣病（糖尿病・脂質異常症・高血圧など）を併発し、数年～十数年後に心臓病や脳卒中といった命にかかわる重大な病気を招く可能性が高くなります。

生活習慣病予防のためのひとつの目安として、BMI（体格指数＝Body Mass Index）を、24.9 までに抑えることが大切になります。（健診結果にも載っています）

【例】　身長165cm、体重70kgの方の場合
70kg ÷ 1.65m ÷ 1.65m ＝ **BMI 25.7**
体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) ＝ BMI

→ 『肥満気味』（目安は BMI 25未満）

BMI が 24.9 となる体重は、約 67.8kg（＝1.65m × 1.65m × 24.9）となりますので、この【例】の方は、あと 2.2kg 体重を減らすことで、目安の数値内になることができます。

カロリーの目安

※分量･材料によって異なります

コンビニのおにぎり
(170kcal ～ 230kcal)

ラーメン
(450kcal ～ 700kcal)

牛丼
(600kcal ～ 750kcal)

やきそば
(700kcal ～ 800kcal)

菓子パン
(300kcal ～ 500kcal)

ハンバーガー
(260kcal ～ 550kcal)

まんじゅう
(100kcal ～ 200kcal)

日本酒
(1合)
(200kcal)

コーラ
(500ml)
(200kcal)

ビール
(中瓶)
(200kcal)

1日50kcal・・・「ちょっとだけ食べすぎ」が続いたら？

体重 1kg は脂肪 7,000kcal に相当するため、毎日 50kcal 食べすぎると１年後には体重が 2.6kg 増えている計算になります。

１日 50kcal × 365 日 ＝ 18,250kcal ⇒ 脂肪 2.6kg に相当

しかし逆に考えると、毎日50kcal 控えることで、上記の方の場合、1 年後には 2.6kg 減量でき、67.4kg(BMI24.8) になることが期待できます。もう少し頑張れる方は、毎日 80kcal（ご飯茶わん半分程度のカロリー）を減らすことで、約半年で標準体重目安内に到達することができます。

左の図はあくまで参考ですが、販売されている食品のほとんどの物には「栄養成分表示」が記載されています。自分が食べているものがどのくらいのカロリーなのか、まずはいろいろな食品をみてみましょう。

毎日の食事で気をつけるポイント

１．バランスの良い食事をしましょう。
（主食・汁物・主菜・副菜の組合せが大事です）

２．良く噛んで、ゆっくり食べましょう。
（早食いをすると満腹感を感じられなくなります）

３．カロリーを意識しましょう。
（清涼飲料水・お酒・菓子パンなどは意外と高カロリーです）

４．夜の食べ過ぎに注意しましょう。
（寝る前に食べると、エネルギーを使いきれずに体に蓄えられます）

生涯学習で　自分みがき・仲間づくり

教育総務課生涯学習係事業開催のお知らせ

10月　生活学級・婦人学級・行事等の日程

日	月	火	水	木	金	土
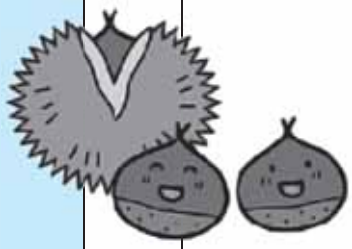				1 ◆あいづ生活学級(会津若松市) 紙芝居教室③ 城前仮設集会所 13:30～	2	3
4	5	6 ◆しらかわ生活学級(白河市) 紙芝居教室③ 郭内第二応急仮設 10:00～ ○梅檀婦人学級(福島市) 現地研修	7	8 ◆印・・・生活学級 ○印・・・婦人学級	9	10
11	12	13 ○すみれ婦人学級(いわき市南) 現地研修	14	15	16	17
18	19	20 双葉町総合美術展 双葉町民作品展覧会 郡山市ビッグアイ(6階市民プラザ展示室) 13:00～17:00　10：00～15:00 ○さくら生活学級(つくば市) グランドゴルフ 昼食会 9:00～	21 ○しらゆり婦人学級(南相馬市) 現地研修 ○ふたば会(会津若松市) 現地研修	22	23 30 ◆いわき北生活学級(いわき市) 紙芝居教室③ ラトブ6階 10：00～ ◆つくば生活学級(茨城県つくば市) 郷土文化教室 つくばサイエンスインフォメーションセンター(中会議室) 10：00～	24 双葉町民作品展覧会(1日目) いわき市立勿来体育館 9:30～16:30
25 双葉町民作品展覧会(2日目) いわき市立勿来体育館 9:30～15:30	26	27	28 ◆そうま・みなみそうま生活学級(南相馬市) 紙芝居教室③ 原町生涯学習センター(研修室) 10：00～	29 ○ひまわり婦人学級(白河市) 現地研修		31

【問い合せ先】双葉町教育委員会　教育総務課　生涯学習係　☎０２４６－８４－５２１０

双葉町社会福祉協議会から
～健康運動教室、社協サロンのお知らせ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。
お気軽にご参加ください。

１０月開催予定日

開催場所	住所・連絡先	開催月日	時　間
健康運動教室（健康講話、相談、運動機能の維持･向上等）			
福島市 北幹線第二応急仮設住宅集会所	福島市飯坂町平野内小原田 8-1 ☎024-573-2598	10 月 1 日(木) 10 月 15 日(木) 10 月 22 日(木)	13:30 ～ 15:00
白河市 郭内第二仮設住宅集会所	白河市郭内 151-29 申込先☎080-6290-5930（担当：開発）	10 月 13 日(火)	10:00 ～ 11:30
双葉町コミュニティ施設 せんだん広場	郡山市御前南 2 丁目 73 ☎024-983-1861	10 月 26 日(月)	14:00 ～ 15:30
郡山市 富田町若宮前応急仮設住宅集会所	郡山市富田町字若宮前 15 ☎024-983-9420	10 月 26 日(月)	10:00 ～ 11:30
南東北総合卸センター 2 階	郡山市喜久田町卸 1 丁目 1-1 ☎024-973-5291	毎週火曜､水曜日 （祝日除く）	13:30 ～ 15:00
社協サロン（健康講話、相談、趣味、生きがいづくり交流等）			
白河市郭内第二仮設住宅集会所	白河市郭内 151-29 申込先☎080-6290-5930（担当：開発）	10 月 7 日(水)	10:00 ～ 14:30
サンライフ福島	福島市北矢野目字檀ノ腰 6-16 ☎024-553-5529	10 月 9 日(金)	10:00 ～ 14:30
喜久田ふれあいセンター （喜久田公民館）	郡山市喜久田町堀之内字下川原 1 ☎024-959-2205	10 月 16 日(金)	10:00 ～ 14:30
会津若松老人福祉センター	会津若松市城東町 14-52 ☎0242-26-6666	10 月 19 日(月)	10:00 ～ 14:30
いわき市文化センター	いわき市平字堂根町 1-4 申込先☎0246-38-7105（担当：渡辺･野村）	10 月 20 日(火)	10:30 ～ 14:30
南相馬市かしま交流センター	南相馬市鹿島区横手字川原 186-1 申込先☎0246-38-7105（担当：渡辺･野村）	10 月 27 日(火)	10:30 ～ 14:30

【問い合わせ先】双葉町社会福祉協議会　郡山事務所　☎０２４－９７３－５２９１【担当：泉田】

10 月は不正軽油撲滅強化月間
―不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない―

福島県では、１０月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでおります。

軽油に課せられる県税である軽油取引税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されています。

この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染やエンジン故障の原因、公正な市場競争の阻害、さらには、暴力団等の資金源にもうながります。

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆さまのご協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

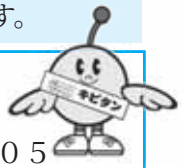

【問い合わせ先】
○県庁総務部　税務課
☎　０２４－５２１－７２０５
ＦＡＸ　０２４－５２１－７９０５
電子メール　zeim@pref.fukushima.lg.jp
○相双地方振興局　県税部
☎　０２４４－２６－１１２７
ＦＡＸ　０２４４－２６－１１２８
電子メール　sousou.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

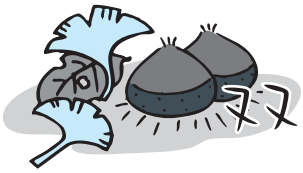

双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられたお便りの一部をご紹介いたします

秋雑感

・赤とんぼ　畦（あぜ）行く人の　肩を借り
・庭隅に　そよと吹く風　大文字
・黄金田に　寄せる細波（さざなみ）　山背風
・黄金波　二百十日の　無事祈る
・燃え落ちる　夕陽惜しむか　蝉しぐれ

秋の訪れと共に田畑の収穫の季節です。隣のミニ畑も南瓜、枝豆、その他の作物が見事に実りを付け、取り入れを待っている様です。

そんな風情にふと故郷の姿を重ねては、想いにふける事もあります。

武内　恒雄（長塚二）

消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器の維持管理は大丈夫ですか。

作動点検のポイント

・住警器にある「ボタンを押す」または、「引き紐を引く」ことで、警報音がきちんと鳴るかどうか、確認しましょう。
・住警器は、本体もセンサー等に寿命があります。点検時に音が鳴らないときには、電池切れや本体の寿命により、故障している場合がありますので、その際は交換が必要です。
・点検は、最低限１年に１回は点検を行ってください。
　また、点検の際は、実際の警報音がどんなものであるかを家族で確認しましょう。

正確・確実な１１９番通報をしましょう！

◇通報要領◇

１１９番通報

火事です　／　救急です

住所を話す

（住所がわからない場合は、近くにある目標物を伝えてください）

※応急仮設住宅に在住の方は、「応急仮設住宅名」「部屋番号」を通報時に伝えてください。

※通報の際は、消防職員の問いかけに対して慌てず、落ち着いて通報してください。

「○○が燃えています」「○○（誰）が○○（状態）です」

消防車・救急車 出動

人のうごき８月分

敬称略

お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者	行政区
鎌田（かまだ） 唯愛（ゆあ）	7月17日	猛人・美由紀	鴻　草
渡部（わたなべ） 京（けい）	7月28日	亘　・　結香	山　田
新田（にった） 葵音（あおい）	7月29日	有樹・　楓	新　山
池田（いけだ） 優衣（ゆい）	8月19日	広栄・　君子	三　字
林崎（はやしざき） 陽優（ひなた）	8月20日	悟　・真友子	新　山

お悔み申し上げます

氏名	年齢	死亡日	行政区
浦田　隆夫	７４	８月　９日	長塚一
立野　　利	９２	８月　９日	三　字
相良　フミ	９８	８月19日	鴻　草
田中　　敏	７８	８月23日	三　字
田中登喜代	９３	８月26日	長塚一

双葉町民の避難状況

（平成27年９月１日現在）

・福島県内に避難されている方　4,055人
・福島県外に避難されている方　2,942人

※平成23年３月11日時点の住民基本台帳人口から死亡者を引き、出生者と転入者を加えた人口を示しています。

「人のうごき」については、連絡のついた方で、了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。

なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。　☎0246−84−5202

記録として次の世代へ　きずな

ふるさと絆通信

第29号

ずっと、ふるさと。双葉町。

双葉町を忘れない

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして福島第一原子力発電所の事故により、私たち双葉町民はふるさと双葉町を離れ、今もなお全国に分かれて避難生活を送っています。

先の見えない不安な生活の中で、町民の皆さんが毎日をどのような思いで過ごし、ふるさと双葉町への思いを抱き続けているのかを、皆さんの声をお聴きしながら「ふるさと絆通信」として連載していきます。

そして「ふるさと絆通信」を通して、皆さんの双葉町への思いと心の絆がより一層深まることを期待いたします。

「ふるさと絆通信」であなたの想いを伝えてみませんか。

ふるさと絆通信では、町民の皆さんへ想いを伝えていただける方を募集しています。避難生活での活動や日々の生活の中で感じていること、ふるさと双葉町への想いをこのコーナーでお話ください。双葉町民の方ならどなたでも結構ですので、ご連絡をお待ちしています。

―想いを伝えるー

ふるさと絆通信は、株式会社鹿島印刷所（南相馬市）の記者が町民の皆さんの避難先を訪問し、インタビュー取材をさせていただいています。

掲載する文章は、インタビューの内容をもとに記者が作成しますので、インタビューをお受けいただいた方が文章を作成する手間はありません。

【問い合わせ先】　秘書広報課　　☎0246-84-5202

前田（まえた） 洋海（ひろみ） さん

（羽鳥）

ふるさと絆通信

●避難先●
福島県いわき市

会社勤めを引退して約5年。満65歳の緑寿を過ぎ、年齢相応に無理をしない日々を送っていた矢先の被災となりました。大地震に遭った時は、犬を連れて自宅周辺を散歩中でした。田起こしが済んだ水田の土や道路は波を打ち、電柱が倒れてしまうかと思うほどの状態でした。また周辺の山林では、地震で杉の木が揺らされたためか、杉の花粉がまるで山火事の煙のように、あちこちから上がっていました。一方、自宅は地震の被害を大きく受け、建物が折れ曲がってしまったような状態で戸の開閉もできないほどでした。

被災翌朝、防災行政無線で避難指示を知り町を離れ、川俣町、山形県天童市を経て、双葉厚生病院に看護師として勤務していた長女が塙厚生病院に配属になったため、平成23年5月から棚倉町にお世話になり生活を始めました。同町では老人会に迎え入れていただくなど、温かな支援を数多く頂戴しました。

避難当初、方向性が見えないながらも、自宅のある地区は放射線量も高く、帰還できる可能性は現実的ではないと感じたため、同じ浜通りで多くの双葉町民が生活しているいわき市内に土地を探し自宅を建てました。

私は28歳の時、㈱なみえタクシーに入社し、運転手として勤務する傍ら、農業に従事していました。私のような兼業農家の場合（当時）、多くの皆さんは、週末の休みを農作業に充てるという形態が一般的であろうと思いますが、タクシー運転手は夜勤などにより昼間が休みになることも多いため、専業農家の皆さんに近いかたちで農業を続けることができました。

その後、農業を続けながら、定年を経て61歳で勤務先を退職し、専業農家となりました。農業は土地や用水などの地域資源を活用して行われるため、地域の繋がり無しには成り立たないので、行政区長、農協の理事、町農業委員など、地域活動にも積極的に関わるようにしてきました。特に、農協の理事は、旧双葉町農協の時代から2度の合併を経て、平成26年まで長きに亘り務めさせていただきました。また、そうした役職に就いていたこともあり、羽鳥地区で進められていたほ場整備事業では、とりまとめ役として指名を受け、平成21年から、事業に関する計画策定や地権者の調整を進めてきましたが、震災により中断したままになってしまいました。

タクシー運転手を始めて間もなく、原発の建設が本格化し、出稼ぎのため農閑期に町を離れる人も少なくなりました。原発は地域に一定の経済効果をもたらしたことは事実です。しかし、それは「原発は安全だ」という信頼のもとに成り立っていました。こうしたかたちで故郷を失ってしまうことは残念ですが、将来を託す孫の成長を楽しみに、家庭菜園でかつての農家生活を懐かしみながら過していこうと思います。

写真左は同居している次女こずえさん

志賀（しが） 良子（よしこ） さん

（鴻草）

ふるさと絆通信

●避難先●
埼玉県所沢市

「当り前のように過ごしてきた日々を懐かしむことが、日常生活になってしまうとは夢にも思わなかった」多くの方が同じような気持ちなのではないかと思います。現在、私は埼玉県所沢市で次女とともに生活しています。ここから双葉町まで約300キロ、その距離は、帰りたいという気持を故郷から引き離すために存在しているようにすら感じることもあります。

長年、私は小学校の教員を務め、退職後、双葉北幼稚園長、児童館長や町民生委員を務めさせて頂きました。教員生活は約40年間に及びましたが、現在と違って遠隔地での勤務はほとんど無かったため、双葉郡内での勤務が長く、教え子の多くは私と同じように避難生活を強いられる日々を送っているものと思います。

大地震が発生した当時、私は自宅に、同居している次女はヘルスケアふたばで勤務中でした。当日、次女は午後1時からの勤務だったため、多くの利用者がいる中、大変な状況だったと思います。地震直後から断水したものの、幸い、自宅周辺は停電していなかったため、一晩を乗り越えれば何とかなるだろうと思いました。

震災発生翌朝、ヘルスケアふたばの職員が自宅に立ち寄り、次女が無事でいることを知らせてくれました。間もなく、避難指示が出されましたが、次女が帰宅しなかったため、近所の方が運転する車に同乗させてもらい自宅を離れ、避難所とされた川俣町内に向かっている途中の渋滞の中、後方を走っていた次女が私たちに追いつき、母娘は合流することができました。

その後、川俣町内の避難所を経て、埼玉県所沢市で生活している長女一家の手配で、同市に移り現在に至っています。避難後しばらくしてから知ったことですが、被災直後から、長女と次女は連絡を取り合い、長女は、地域や子どもが通う学校のＰＴＡの皆さんに協力を求め、受け入れ体制を準備していたということです。その甲斐あって、私と次女、知人らの計3世帯で所沢にやってきましたが、到着翌日から、現在入居しているアパートでの生活を始めることができました。住む場所から生活用品まで、アパートの大家様、ＰＴＡをはじめとする地域の皆さんには感謝の気持ちでいっぱいです。

双葉町で生活していた頃、買い物をはじめとする「ようたし」は、バイクに乗り何不自由なく動いていました。避難以降、土地勘も無く体の自由が利かなくなることもあり、乗ることができなくなってしまいました。望郷の念を追いかければきりはありませんが、避難者同士の交流会やイベントなどに参加し、懐かしい話に花を咲かせたり、孫たちの成長を見守りながら、地域の老人会活動などに加わるなど、この土地を第二の故郷と思って、日常を取り戻していきたいと思います。

阿部 秀一（あべ しゅういち） さん

（下条）

ふるさと絆通信

●避難先●
茨城県常陸太田市

避難するまで、私は大熊町にある医療法人博文会が運営する介護老人保健施設ドーヴィル双葉にあるグループホーム「クレール双葉」で介護職員として勤務していました。

震災発生当日、私は早番として午前6時から午後3時までの勤務でした。交代時間を前に業務の引き継ぎを済ませ、入所者の皆さんに午後3時のお茶が準備できたことを知らせるため、施設内で声を掛けて回っていたところ地震が発生しました。大きく長いゆれに、入所者の中には驚きのため身動きが取れなくなってしまう方や不用意に動こうとする方などがおりましたが、そうした皆さんに落ち着いてもらうことに注力しました。

揺れが落ち着き、安全を確保するため、入所者の皆さんをホールに集めて、落ち着いていただくためにお世話をしていました。その後、夕方を迎え、帰宅できたため施設を出て小学3年生（当時）の長女が通う双葉南小学校に向かいました。裏道を通り迂回を繰り返しながら1時間ほどかかりましたが、同校に到着したときには、数名の児童しか残っておらず、長女は地震の恐怖と保護者がなかなか迎えに来ないという不安で、顔が真っ青になっていました。その後、長女を連れ自宅に戻り、町児童館に補助員として勤務（当時）していた妻も帰宅したため親子3人が揃い、その夜は自宅前に停めた車の中で過ごしましたが、第一原発に勤務（当時）していた父が帰宅することはありませんでした。

翌朝、妻と長女を浪江町内にある妻の実家に預け、私は勤務先に向かい、施設入所者の避難準備を始め、その午後、施設の自動車に分乗して大熊町を離れ、国道288号線を西に向かいましたが、立ち寄る避難所は全て入れず、警察から指示された本宮高校を経て郡山養護学校に収容され、受け入れ体制などに一定の目処がついたため、家族と合流しました。

避難後、妻の親類の世話により塙町内で生活し始めました。間もなくして、地域の方が私の職業を知り、同町内に介護施設の開設を予定していた法人を紹介されました。当初、同町での勤務を希望しましたが、同法人の本拠がある常陸太田市内での勤務となり、平成23年4月下旬から、医療法人藤慈会藤井病院で介護職として配属され現在に至っています。

常陸太田市で生活を始めて4年以上が経過しました。避難当初、PTSDや環境の変化に悩まされていた長女は、学校や地域の皆さんの支援もあり、今では元気に中学校生活を送っています。妻はこちらに移ってからしばらくして、双葉町で児童館に勤務していた経験を生かし、私と同じ病院が運営する託児施設で働いています。また父は、平成25年に勤務先を退職し、庭いじりや家庭菜園などをしながら第二の人生を送っているなど、家族それぞれ日常を取り戻しつつあります。

菊池（きくち） 歩実（あゆみ） さん

（長塚一）

ふるさと絆通信

●避難先●
福島県いわき市

高校に入学し1学年も間もなく終わろうとしていた今年3月、英語教諭から「被災経験について国連本部でスピーチしてみないか」と声をかけられました。国連本部という言葉に、現実と遠く離れた存在としか感じていなかった私は、その声掛けに何と返事をして良いのかも分らず、なぜ私が指名されるのかといった疑問や戸惑いのようなものを感じるだけでした。その後しばらく態度を保留していたところ、学校から両親に話があり、母から「本人がOKならば」と学校に伝えたと言われたので、周りも応援してくれている貴重な機会だと感じ、思い切ってチャレンジすることにしました。

このスピーチは、人権、健康や環境など諸課題について取り組む方々の活動を世界に広く紹介し称えるイベント内でするものでした。イベントに協賛している団体「中国アメリカビジネス協会」から、昨年度、「フクシマの高校生を招きたい」と学校に要請があり、当時の教頭が受け入れを表明しました。先方より2名の生徒を招待したいとありましたが、参加の意思を示したのが私だけなので、英語教諭と2人、スピーチに向けた活動が動き始めました。そして、やるからには、英語で「戻りたくても戻れない故郷への思い」を可能な限り表現して、一人でも多くの皆さんにフクシマの現実を理解してもらいたいと決心しました。私のスピーチに対して与えられた時間は10分間。日本語ですら10分間話すのは大変なだけに、英語でその時間を要領よく話すのはかなり難しいと感じました。そのため、英語教諭の指導や添削を受けながら何度も原稿を書き直しました。しかし、主催者から開催直前になってスピーチ時間を5分に変更するようにとの指示があり、出来上がった原稿から内容の取捨選択を行い、新たな内容に仕上げました。

8月2日、成田空港から出国し、10日間の予定でアメリカに向かいました。同5日～7日までの3日間、ニューヨークで開催されるイベントの一環としてスピーチを行いました。スピーチでは、自宅が第一原発のある町に住んでいたこと、当初避難の意味を理解していなかったこと、福島の現状のこと等、人類の貴重な教訓になれればという思いで精いっぱい話しました。スピーチの後、懇親の場で多くの皆さんから話しかけられましたが、英語力が十分ではないため、満足に応対できなかったことが悔やまされると同時に、地球レベルで物事を進める時代に英語は必須なものだと改めて実感させられました。

高校生活も折り返しに入りました。卒業後のことを考えるようになってきた中で、大学に進み、町や県の職員として復興に携わり、故郷を将来世代に残していければという思いを持つようになりました。

浄土真宗本願寺派 光善寺

住職 藤井賢楞（ふじいけんりょう）さん

（新山）

ふるさと絆通信

●避難先●
福島県いわき市

私たちの祖先は、天明の大飢饉により荒廃してしまった旧相馬藩領内の復興のために北陸地方から移り住みました。それから約200年、先人が苦労しながらも築き上げてきた故郷が原発事故によって奪われてしまったことは残念でなりません。田畑や建物といった形あるものもさることながら、皆さんの「お付き合い」、つまり地域コミュニティーが破壊されてしまったことがとても残念でなりません。

平成23年3月11日、1週間後の春彼岸法要を控え、家族皆でその準備をしておりました。大地震が発生した時、寺に居たのは住職である私と副住職（長男）だけで、坊守ら（妻と長男の妻）は町外に出かけていたため、翌朝に出された避難指示では、当初バラバラで避難せざるを得ない状況になりましたが、避難所や県内外の親類宅で合流し、しばらくの間、親類がいる東京都清瀬市で生活しました。

当初、町が埼玉県加須市に集団で避難したこともあり、避難所となった旧騎西高校に足を運ぶこともしばしばでしたが、福島県内に戻る方が増えたこと、また、信徒の約半数を占める大熊町民が会津若松市に多く生活するようになったこともあり、私と副住職は郡山市内に移りました。また、時間の経過とともに、双葉・大熊両町民ともにいわき市に移る方が増えたため、私たち家族はいわき市内に自宅を確保し、その一間を仮の礼拝所として、ご本尊を安置し祭壇としています。信徒の皆さんからは、お寺が近くになって安心したという声が聞かれますが、あくまで、住宅の一間にある仮堂であるため、葬儀や法要を行うこともできません。多くの皆さんから別院（支所）の開設を望む声をいただきますが、いわき市内の地価上昇もあり財政的な問題から場所確保の難しさと認可まで多くの手続きを必要としているため、信徒の皆様が避難で各地に分散している中、なかなか思うように進められないというのが現実です。

現代社会において、寺院の役割は「葬儀や法要などの弔い」であることは事実ですが、ご先祖からの思いを将来に繋ぐ、故郷やご縁、すなわち「絆」を繋ぐことも重要な役割であると思っています。それが、私たちにできる復興への一助と考えています。

〒978−1111
いわき市小名浜大原丙新地56−46
電話：090−5180−9279
090−5355−8431
※当寺にお越しの際は事前にお電話いただければ幸いです

ぼくの夢・わたしの夢

埼玉県川口市立辻小学校６年　長谷川（はせがわ）　賢之（さとし）くん（郡山）

ぼくの夢は、発明家になることです。

小さい頃から、おじいさんとお父さんが家にある物で色々と作ってくれたり、壊れたものを直して使えるようにしてくれたりしました。

ぼくも物づくりが大好きです。困っている人の助けになる物を発明して作り、より使いやすいものに改良していける人になりたいと思います。それがどんな物なのかは、まだわかりません。

夢を実現させるためには、たくさん勉強して、たくさん努力して、あきらめずに努力していきたいと思います。

避難して４年半、来年は中学生になります。何十年後かに故郷の空を、堂々と見上げられる大人になる思いを込めて、習字で「故郷の空」と書いてみました。

今月のベストスマイル

いわき事務所を訪れた加藤（かとう）　希（のぞみ）さん（山田）と長男の唯翔（ゆいと）くん（３カ月）の笑顔です。

―編集後記―

秋本番の10月を迎えました。

秋の実りの収穫を真近に控えた９月10日、台風18号の影響による大雨で、関東や東北地方を記録的な豪雨が襲い、茨城県の鬼怒川、宮城県の渋井川の堤防が決壊し、甚大な被害に見舞われました。会津では50年に一度の記録的な雨量も観測され、自然の脅威の前に人間は無力であることをまたも思い知らされ、「災害に時なし、場所なし、予告なし」を実感しました。

今月の表紙は、７月に満百歳を迎えられた今村ちよさん（長塚二）に敬老の日をちなんで、いわき市民コミュニティ放送（ＦＭいわき）でインタビュー収録をしている一場面です。ちよさんは、とてもしっかりと笑顔でアナウンサーの質問に答えていました。「双葉町はとてもいい町だった。人の心も温かかった。皆さんにお会いしたい」と話され、今月開催される老人クラブ連合会の総会・親睦交流会に出席するのを楽しみにしている様子でした。ますますお元気で長生きしてほしいと願っています。

連絡先

○いわき事務所　〒974-8212　福島県いわき市東田町二丁目19-4
☎ 0246-84-5200　FAX 0246-84-5212、0246-84-5213
✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp

○郡山支所　〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目20番２号
☎ 024-973-8090
FAX 024-933-5120
✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp

○埼玉支所　〒347-0105
埼玉県加須市騎西36番地１　加須市騎西総合支所１階
☎ 0480-53-7780
FAX 0480-53-7266
✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp

○双葉町公式ホームページ　http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/
携帯サイト　http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/m/
○双葉町公式フェイスブックページ　つなげよう　つながろう　ふたばのわ
http://facebook.com/fukushima.futaba